

争議行為の予告について

三和清運株式会社代表取締役能化満から争議行為を行う旨の通知が令和5年3月1日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和5年3月7日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部三和分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和5年3月12日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

三和清運株式会社本社 江戸川区篠崎町三丁目2番6号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為